

情報通信審議会 情報通信政策部会（第31回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年5月22日(金) 15時00分～16時00分

於、第一特別会議室（総務省8階）

第2 出席した委員等（敬称略）

(1) 委員

村上 輝康（部会長）、伊東 晋、長村 泰彦、佐々木 かをり、高橋 伸子、
滝 久雄、竹中 ナミ

（以上7名）

(2) 臨時委員

村井 純

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

小笠原 倫明（情報通信国際戦略局長）、山根 悟（参事官）、山川 鉄朗（情報流通行政局長）、今林 顯一（情報流通行政局総務課長）、吉田 真人（放送政策課長）、武居 孝（放送政策課企画官）、吉田 博史（地上放送課長）、三田 一博（地上放送課企画官）、坂本 純一（デジタル放送受信推進室長）、玉田 康人（デジタル放送受信者支援室長）、奥 英之（放送技術課長）、野崎 雅稔（地域放送課企画官）

(2) 事務局

副島 一則（管理室長）

第4 議題

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について【平成16年1月28日付け諮問第8号】

開 会

○副島管理室長　初めに事務局からご連絡させていただきます。きょうはテレビカメラの取材の依頼がございまして、そちらに入っていらっしゃいますが、審議に入る前にご退室いただくことになっておりますけれども、冒頭の部分だけテレビ取材ということでご了解いただきたいと思います。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○村上部会長　それでは、ただいまから第31回の情報通信審議会情報政策部会を開催させていただきますと思います。

本日は、委員及び臨時委員13名中、ただいま7名の出席がございまして、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は1件でございます。

議 題

答申事項

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について【平成16年1月28日付け諮問第8号】

○村上部会長　「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について。これにつきまして地上デジタル放送推進に関する検討委員会の主査であります村井臨時委員から、中間答申（案）のご説明をお願いしたいと思います。村井臨時委員、よろしくお願いいたします。

○副島管理室長　恐れ入ります。カメラのほう、退室願いたいと思います。

(カメラ退室)

○村井臨時委員　それでは、ご紹介がありました村井でございます。よろしくお願いいたします。

検討委員会は昨年6月の第5次中間答申以降、会合は9回開催いたしました。そして、

受信機器購入等支援というディテールな実施方法については、専門的な観点からの議論が必要であるということで、ワーキンググループを別途設置いたしまして、5回の議論を続けたということで、今月11日、13日に開催した検討委員会で、そういった今までの過去の議論を全体に答申（案）としてまとめる方向で議論をしていただきまして、さらに本日までの間の準備をするメール審議等で、最後、調整をいたしまして、その結果として、検討委員会の第6次中間答申（案）ということで取りまとめさせていただきましたので、それでご説明をさせていただきたいと思っております。

その案は資料31-1-2という案でございますけれども、ご説明はその概要版ということで、31-1-1という資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、1枚めくっていただきますと、全体の答申（案）の目次でございます。もう1枚めくっていただきますと、右下にページ数が打ってありますので、これに従って、概要版といってもかなり文字数は多いので、要点をご説明できるように努力したいと思います。よろしくお願いたします。

まず、1ページをごらんいただいて、概要版の第1章、総論として基本的な考え方、それから第6次中間答申の役割などが記述されています。一番大事な基本的な考え方、デジタル放送への完全移行は大きな意義・メリットがあり、必ず実現すべきものであり、国民に行動に移していただくための取り組みが急務だというふうにしております。

それから、放送のデジタル化の意義は繰り返し議論されるところでございますが、いろいろ検討が進むにしたがってこのリアリティ、具体化というのが出ておりますので、高画質・高品質、あるいはそのほかの周波数有効利用などのメリットが書いてあるということでございます。

それから、第6次答申の役割ということで、これは第5次の前回の中間答申で提言をした施策の実施状況のフォローアップ、それから前回の第5次中間答申の中で今後の検討課題としてあること、これに関する審議、それから中間答申以降に発生したといえますか、議論になった新たな課題という3点を挙げてあるわけです。それで、アナログ放送終了期限を7月24日と定めまして、そのデッドラインまでの残された期間で、関係者が連携・協力して万全な取り組みを行うという施策について、この中間答申での提言を行っているところであります。

2ページを見ていただきます。この上のところには、国民の理解醸成ということで記

述をしてあります。周知広報のいろいろな提言、それから経済波及効果等の調査をしております。経済波及効果というのは非常にざっくりしているところもございますけれども、こういったものを調整できることは調整しながら、こういう数字をもとに検討していくということは合理性の上で重要だということで、検討が行われたということでございます。

2 ページの下の受信側の課題でございますが、受信側というのは、受信機の普及に關しましていろいろなディテールが出てまいります、特にこの受信機器購入等支援事業、それからデジタルテレビの購入支援、エコポイントの活用、そういった点、それから普及率が低い地域というのは取り組みの強化が必要であるような点、使いやすい機器が必要だという論点、カーナビ等の新しいデバイスと申しますか、そういう受信機、こういったそれぞれの関係業界、異なる関係業界等の適切な対応が必要だということを提言しています。

それから、受信機器購入等の支援に關しましては、先ほどご説明したようにワーキンググループを設置しまして、厚生労働省、自治体の福祉担当などの方にも参加をしていただきまして、議論を進めるべきということで、そのようにワーキンググループで検討していただきました。その検討の結果、支援措置の情報提供、福祉事務所等の協力も得て、支援実施法人が実施する幅広い周知広報が必要であるので、それを実施する。個人情報保護に留意した支援方法で実施する等々のことを提言しております。

3 ページには高齢者等のサポートということでございまして、いろいろな周知、説明会、個別訪問等々が必要である点、地域における福祉団体やボランティア活動との強い連携を行って、高齢者にも必要な情報が伝わりやすい環境づくりに努めることなどを提言しているということでございます。

それから、受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設などの対応についてということで、これに關しましては関係者が現状認識を共有する、理解を深めることに加えまして、これは地域単位の細かいロードマップ、その情報を把握すること、そういうものを作成していくことが必要である点、この緊急対策を早急に取りまとめるという点、共聴施設のデジタル化に特化した推進体制、これを早期に整備する点などを提言しています。

4 ページは辺地共聴施設の対応促進ということで、これは2010年の終わりまでに対応可能なすべての共聴施設がデジタル対応を終えることができるために、これもロードマップの作成、整備、それに基づいた計画的な推進が必要だということでございます。

それから、個別アンテナの改修、これは地域の実情に応じてさまざまな状況がそれぞれ違いますので、そういった情報提供を地域ごとにきちんと提供できること。それから、工事のあっせん制度など、これも地域ごとに設けること。簡易アンテナが最近では高性能なものが出てまいりまして、地上デジタル放送の場合はそういったものでも受信は可能にはなりますけれども、そういったものが環境の条件、メリット、デメリット等をわかりやすく示すこと等、その活用促進を図るということなどを提言しているということでございます。

それから、5ページは4章に関する概要でございまして、送信側の課題でございます。送信側の課題といたしましては、まず中期計画の整備促進に関しての、2010年の末までに作成したロードマップに従った整備・推進を進めるということ。それから、中継局整備にかえて共聴施設等に対応する地区は、放送事業者の責任でこの受信を確実にものにするべきことなどを提言しているということでございます。

それから、デジタル難視聴解消、これに関しましてデジタル電波の未発射地域も含めて、すべての地域で2010年の末までに対策計画を策定して、2011年の春までに対策を実施するということを提言しています。

それから、デジタル混信というのがございまして、これも本年8月までに混信対策計画を立案し、速やかに実行するということが、混信による受信障害が、実際に放送が始まっておりますので、既に発生している地域等々の対策についての取り組みを一層強化していく。こういったことを提言しているということでございます。

それから、衛星による暫定的な難視聴対策に関しましては、2010年3月から15年3月末までとするということ。それから、この対象地域と地区等には、2015年3月末に事業を終了するまでに、地上系放送基盤による恒久的な対策を確実に実施されるよう、継続的な検討・実施体制を確保すべきということでございます。

6ページを見ていただきます。ケーブルテレビのデジタル化の推進ということでございますが、デジアナ変換サービスというのがございまして、これはケーブルテレビでデジタル放送を受信して、アナログに変換してケーブル受信機に電波を送信するということがございまして、この暫定的な導入の促進ということでございます。

これは幾つか、従来のアナログ放送受信機で、デジタル放送を視聴することが可能になるわけですが、これはデジタル放送をそのまま受信しているのとは状況が違うわけですから、それに関する理解の醸成が必要であること。それから、緊急避難的な措

置として導入を促進し、運用期間終了時期等をあらかじめ明確に定めること。それから、できる限り多くの事業者がデジアナ変換を実施できるよう導入支援措置を検討する。こういったことを提言しているわけです。それから、ケーブルテレビの地デジのみの再送信サービスの導入に関しましてや、IP再送信の普及・促進に関しても提言しています。

それから、7ページをごらんいただきまして、デジタル放送の有効活用についてということでございます。公共分野での活用促進に関しましては、関係省庁における取り組みを強化することなど、あるいは字幕放送・解説放送に関してCMへの字幕付与を早急に実施・普及するように取り組むこと。障害者への配慮という観点に加えて、ビジネスベースでも一層普及が進むよう、関係者が連携して取り組むことなどが提言されています。それから、地デジの特性を生かした番組づくりを、放送事業者が高画質・高音質の放送やマルチ編成に取り組むことなどを提言しています。また、緊急地震速報等の速やかな伝送に向けた取り組みということも提言しております。

それから、8ページに関しましては、第6章に相当しますけれども、アナログ放送終了に当たっての課題が書いてあります。まず、終了に関しての悪徳商法というのがあり得るわけで、これの高齢者を対象とした訪問型の悪質商法の防止に向けた注意喚起等を行う。それから、各省庁間での情報共有や、これも新手といいますか、それぞれのステージ、状況に応じて新しいことが出てくるわけですから、そういうことに対する柔軟な取り組み、早期な対応が必要だということでございます。

それから、廃棄のリサイクルも大変重要な点でございますけれども、エコポイントを活用したアナログテレビのリサイクルの促進、チューナー等の接続やケーブルテレビ等の利用で、アナログテレビが使用できるということ。つまりアナログテレビを必ずしも買いかえなくてもデジタル放送が視聴できるという、先ほど申し述べたように幾つかの方法があるわけですが、こういったことに関する正しい理解と周知が必要だということも提言しているということです。

それから、アナログ放送の終了手順に関しては、答申本文見ていただきまして、資料31-1-2の71ページに画面のプリントが出ております。終了の月の2011年7月は参考4から8までみたいなの、このお知らせの表示の一部で通常放送を表示する画面、それから通常放送にお知らせ表示をかぶらせた画面、地デジ対応方法を紹介するミニ番組、あるいはお知らせ表示のみの画面、いずれかにするというところでございます。完全停波は7月24日の正午でございます。その前からこういう状態になるという、この

具体的な話を提言しているということでございます。

それから、もとの概要版の資料に戻っていただきまして、アナログ終了放送のリハーサルということに関しましては、これはアナログ放送が終了するというを具体的にいろいろなことをやって進めて、実際に予想できないような事象がないかどうかをつぶしていくということでございます。地元の公共団体、地域住民のご理解を得る必要がございますので、着実にリハーサルを実施するというところを提言して、BSアナログ放送の終了に関する周知広報活動等との連携ということも提言しているということでございます。

それから、概要版の9ページは推進体制でございます。政府の体制強化、県単位の推進組織と計画等でございます。

それから、9ページの次のところ、下のほうはアナログ放送終了後の課題ということを書き記述してございまして、これは終了後のデジタル放送用の周波数の再編ということがございまして、こういった個別中継局、対策工程表、周知広報計画、こういったものを策定して、デジサポートの連携等の検討を今年度中に完了するというところ。それから、再編が実施される地域の地元の公共団体、地域住民に対しての説明や周知広報に努めるということなどを提言しています。

それから、東京スカイツリーへの送信設備の移転、これもアナログ放送終了後に予定されている移転でございますけれども、これに関しても検討されましたので、放送事業者が責任を持って対応すること。それから、影響の内容とそれに対応する対応策、こういったものを視聴者が正確に理解できるように周知広報を早期に行うことなどを提言しているということでございます。

この概要版を用いた説明は以上でございます。一応、私からの説明としては、今回取りまとめました第6次の中間答申（案）としてご報告させていただきました。

以上でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見をいただければと思います。

いよいよリアリティが出てまいりました。ますますリアリティが深まってまいりました、対応が多面的になっておりますし、総合的にもなっているということかと思っております。

はい、どうぞ。

○長村委員　2点ありまして、これからどんどんデジタルでないアナログのテレビが家

電リサイクルに回されるわけですが、私も労働組合の立場で各メーカーにはその準備体制の強化ということを産業政策の観点で申し上げているのですが、それなりの対応をとろうという大手が結構あります。ここで心配なのは家電リサイクル法を守らずに勝手に業者が安値で買い取って海外へ売り払ったり、レアメタルを抜いて山に捨てたりということがまだまだ減っていないんです。これからそういうビジネスというのはまだありまして、総務省の管轄ではないかもしれませんが、法を遵守させる取り組みの強化が一つ必要だと思っております。

それともう一つは、1ページにも書いていましたように、日本の地デジの技術というのはグローバルナンバーワンレベルに来ていると思います。まず、ここに記載のように、ブラジル、ペルー採択されておるわけでありまして、きょうのテーマじゃないと思いますが、これからグローバルに打って出る日本の地デジの戦略、こういったものがどこでどう論議をされているのか、そのあたりについて、2つ目の質問です。

○村上部会長　ただいまのリサイクル……はい、どうぞ。吉田課長。

○吉田地上放送課長　地上放送課長でございます。リサイクルにつきましては、ご指摘のとおり、私ども、あるいは関係省庁とともに問題意識を持っているところでございます。

1つは、例えば今回、補正予算案に盛り込まれておりますエコポイントなども、リサイクルを促進する効果と、正規のリサイクルを促進する効果というものもあると思っております。一方で、そういうご指摘のような点ということもございますので、先般も閣僚級の関係大臣にお集まりいただいた地デジ対策の会合というのも発足いたしましたし、あるいは実務レベルでも会合を設けておりますので、他省とも連携しつつご指摘の点、対応をやっていくべきということで取り組んでまいりたいと存じます。

○村上部会長　2番目はどうでしょうか。

○奥放送技術課長　国際戦略の関係でございますけれども、総務省の中に国際戦略に関する懇談会、会議というのがございまして、そこで地デジを含めまして全体的な国際戦略というのを添えてございまして、地デジの海外展開につきましても、戦略の上で進めていただいたところでございまして、さらに具体的な取り組みにつきましては総務省と民間企業と連携する形で、電波産業会というようなところでそういった取り組みの組織をつくってございまして、そこと一体となって進めさせていただいている状況でございます。

○村上部会長　　付言しておきますと、ICT国際競争力会議というのが動いておりまして、ちょうど来週会合が開かれます。これまで地デジの日本方式を採用している国がブラジルだけという状態だったんですけれども、それを何とか変えていこうということで、総務省、産業界、関係する省庁も一緒になって努力をしていただいて、やっとペルーがやってくれるということになったということで、一つ弾みがついた状態ですので、これからはまずは南米を中心にして、そういう活動が展開されていくというふうに理解をしております。引き続き、次回のICT国際競争力会議で議論が行われると思います。

○村井臨時委員　　今の2点目、それに加えて、先日、私も参加いたしました閣僚会議の中でも今の話題が出まして、民放連の会長のご発言も今の南米中心の展開というのを日々進めているということに加えて、閣僚会議の中でも非常に重要なアイテムだということで議論されていまして、そういったことで後押しも、総理大臣もみずからいろいろなアクションをおとりになっているというご報告も私は伺いました。既に進んでいるんだと理解しています。

○村上部会長　　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○高橋委員　　2点質問させていただきます。

1点目は、今、ほかの委員の方からもご質問がありました廃棄・リサイクルに関してなんですけれども、6月環境月間でいろんなエコキャンペーンなんかも行われるわけなんですけれども、この地デジも報告書によれば2009年度内にリサイクルを終えたいという目標が書かれているわけなので、当然何かおやりだと思んですが、私どもも広めたいと思うので、総務省として、あるいは事業者の方々にそういう動きがあるのなら教えていただきたいというのが1点です。

それとあわせて、もう少し書きぶりを、エコとか、循環型社会とか、もう少し前向きに書いていただくといいんですけれども、この報告書の書きぶりは廃棄・リサイクルに関しては何とかしなくてはというところまでしか書いてなくて、もう少し前向きな表現ができないかなということは感じました。

それから2点目は、この地デジに関する総務省のコールセンターへの相談等なんですが、これは報告書の4ページ、5ページのところに相談等の状況というのが書いてあるんですが、どうも中身を読みますと、相談だけではなくて、問い合わせとか苦情も相当あるみたいなんですけれども、これの中身を分析していただいていると思うんで

すが、一般的に消費者からコールセンターに来るものというのはきちんと定義づけて、問い合わせと相談と苦情と分けて、そうすることできちんと進めていかなければいけないと思うんですが、それについて少し補足があればお願いいたします。

○村上部会長　　まず村井臨時委員から。

○村井臨時委員　　両方の点のご指摘のとおりだと思います。リサイクルに関しましてもいろいろときめ細かな対応が必要であり、それから前向きな書きぶりというか、そういうことに関しての委員会の中での議論というのは指摘もされていますし、出ていますので、いろいろ書きぶりが十分でないかどうかというのは確かにあるかもしれませんが、イシューとしてはとらえられて、先ほどご説明があったように、エコポイント等々の具体策とか、そういうことも議論されていました。不十分である点は、いろいろと改善の余地は今後検討していくべきかなというふうに思いました。

それから、コールセンターの件も議論の中で同様のご指摘がありまして、それで今ご指摘がありましたように、議論の中では、例えば「聞き取りができない」「『不明』も多くなっている」という、それはどういうことなのかという議論がありまして、それに関して実際にはそういった非常に厳しいご指摘、あるいはそういったご意見もあるということが議論の中で検討されました。したがって、分析ができていまして、そういったようなことに対する対応をきちんとしていかなければいけないという議論もいたしました。

私からの報告は以上です。

○村上部会長　　吉田課長。

○吉田地上放送課長　　ご指摘のリサイクルにつきましては、エコポイント事業というものを現在、国会でもご審議いただいておりますし、具体策について、今、環境省、経産省とやっているところですが、その中で古いテレビのリサイクルを正規に出していただいた方につきましては、リサイクル相当料をポイントとして上乘せしようという考え方でございます。これはもちろんリサイクル料そのものをという考え方もあるんですけども、リサイクル料をご自分でご負担いただくというその原則を守りつつ、正規に排出していただくインセンティブをつけようという考え方に基づいているものでございます。ただ、そのポイントをどうやって使っていくかなどの詳細については、まだ引き続きやっているところでございますし、詳細が決まり次第、国会のご審議を参考にしつつ詳細を検討いたしまして、発表をしていくことをさせていただきたいと思って

おります。

また、コールセンターの相談内容につきましては、すみません、答申には入ってございませんが、審議の経過におきましては、委員会に具体的な相談の内容種別別の資料を出してございます。後ほどまたお届けさせていただきますが、概要だけ申し上げますと、例えばどういう受信方法が要るんだというものにつきましては、1件のお問い合わせのうち、大体90%くらいの方がそういう関連することについてご質問いただいております。これは1件のお電話で何件かいろんなことを聞いている場合がありますので、90%ということですが、そういうことでございます。あるいはこちら辺は受信エリアであるかどうか、そのような質問が大体3分の2ということになってございます。一方で、こういう障害があるんじゃないか、混信があるんじゃないかみたいなご質問も大体3分の1でございます。

あと、苦情・要望に分類されるものにつきましては、大体16%というデータが出ております。それぞれ1回のお電話で項目数がどんどん増えておりますので、単純に過去との比較はできませんが、苦情・要望と分類されているものは、18、19年度は大体10%強であったのが少し増えているという状況でございます。

○高橋委員　ご説明ありがとうございました。エコポイント等に関してはよくわかるんですけれども、地デジ移行ならではの工夫が必要だと思いますので、単にあるものというだけでなく、携帯なんかは今、そういうキャンペーンをやり始めるところだと思うんですが、地デジに関しても総務省がきちんと音頭をとってやっていただく必要があるんじゃないかと思います。

○村上部会長　ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○竹中委員　前回の地デジ委員会的时候にも話題にさせていただいたんですけれども、この今の紙の3ページの高齢者サポートと、8ページの悪質商法対策、一番こういう悪質商法の対象になりそうな方というのは一番情報から遠かったり、自分自身で説明会にも行きにくかったりで、デジサポの方、訪問サポートなどをされる方々が一番そういう意味では要注意の部分なのかなというお話をさせていただいて、そのときにデジサポの人が訪問したときに、あなたのおうちのテレビはこういうチューナーなどを付ければ、こういうふうに映りますよというご説明をされて、ただしその説明をした後、チューナーを外して持って帰られると。

そのときに当然そうなるわけで、高齢者の方はそのチューナーをそこで売ってくださ
いという話になっても、今のルールではそこまでのことはできないのですというような
お話で、できれば適切な物品をその人が入手できるようなところまでサポートしてあげ
ないと、その説明者がチューナーを持って帰ったところが実は大きなすきだと思っ
ます。そこへだれか悪質な人が入っていきはる、タイミングとしては一番ねられちゃう
ようなところかなと思います。

デジサポの方自身も今それを悩まれている、現実にはそこで売れないとなると、一緒
に電気屋さんについていってあげたりすることまでしないといけないのかなとかおっし
ゃったりしてありましたけれども、そういう点を国の指導以上のことを勇み足でしたと
いうふうにとられちゃうと、デジサポの方々も非常に動きにくいというか、サポートを
徹底してできないということになるかと思っておりますので、もう少しここに書かれてい
る注意喚起をしたり、みんなで取り組みましようの次がいきなり被害が発生した場合とな
っている、その間を埋める方法をきちっと何かルールとして、どこにもそういう悪
質が入り込まないという、100%は無理なんだろうけれども、できる限りデジサポ
の人たちが最後までサポートしてあげられるような何かあればいいのかなとちょっと感
じました。

それからもう一つ、これはこの中へ入れるのか入れないのか、全然わからない素人の
質問で申しわけないんですが、いろんな方からリモコンの使いやすさの話を相当、特に
ご高齢の方から聞くんですね。それで、そういったどんな方も使いやすいリモコンを開
発していきましようみたいなのは、今回の中にはどこかへ。送信側か、受信側かなんか
わからないんですけれども、入るといえるのは無理なんですか。非常によく聞くし、私自
身も使っていて途中で混乱しちゃって、ボタン1つでえいやっと。もとの状態にリセッ
トできるボタンもないし、何かないかなということをいろいろ聞きます。すみません。
よろしくをお願いします。

○村上部会長　これはいかがですか。はい、どうぞ。

○玉田デジタル放送受信者支援室長　デジタル放送受信者支援室長でございます。

今、ご指摘いただきました悪質商法、高齢者対策の関係でございまして、委員会のほ
うでもご議論いただきましたけれども、その際にも現実にご指摘のあったように、個別
訪問の場合には実際にどうやったら受信機等が手に入るのか、テレビを置いていって欲
しい、チューナーを置いていって欲しいという議論もあり得るといってご指摘をいただき

まして、その点、しかしながら販売行為とどうやって区別するのかということもあわせて、デジサポの戸別訪問の実施方法の検討の中で検討しているところでございます。この点をご報告をさせていただきまして、ご指摘いただきましたことを踏まえまして、審議会報告書本体の16ページでございますけれども、提言の中で若干追記をさせていただいております。

16ページの提言の5行目からの「このため」で始まるところでありますが、「国及びデジサポは、引き続き、高齢者等に対してデジタル化の必要性や対応方法、詐欺被害防止のための情報等をきめ細かく説明し、働きかけを行うため、全国できめ細かく説明会や個別訪問を実施していくべきである」の次なのですが、「その際」ということで、「受信機等の販売店舗の紹介要請等、一般的な説明・助言にとどまらない具体的な対応を求められる場面も想定される」ということで、「販売活動との混同を生じない形でどのような対応が可能であるか検討を行うべきである」ということを明記させていただいたということがございます。

それから、その下の段落でございますが、「さらに」というところで、「国及びデジサポは」で始まるところでありますけれども、その後半で「今後とも高齢者・障害者をはじめとする国民の方々に対する適切な情報提供等の支援方策について検討を進め、必要な機材の配備等を含め、説明方法や対応方法の改善等必要な対応をとっていくべきだ」ということをもちまして、今、ご指摘いただいた点を書かせていただいたつもりでございます。

○奥放送技術課長　次に、リモコンの関係でございますけれども、高齢者を含めまして使いやすいリモコンのニーズはよく承知してございまして、この答申の受信機のところの13ページの下の方でございますけれども、この中で、現在、JEITAさんを含めまして使いやすいリモコンの開発、それを同梱する等の取り組みが行われているというところが紹介してございますけれども、引き続き、こういった高齢者の方が簡単にそういったものが操作できることを普及するという観点からこうした取り組みと、あと高齢者をはじめとしてだれもが簡単にリモコンを入手し、利用しやすいよう、必要に応じてオプション等で利用可能などということも含めて、購入者へのより一層の周知等さらなる取り組みをしていくことが望まれるといったことを記述させていただいているところでございます。

○竹中委員　ありがとうございます。そうしますと、前半の悪質商法とかが入り込むす

きをつくらない部分に関しては、いろいろ協議をされた結果がまた次にどこかで文章になって入ると考えておいたらいいんでしょうか。

○玉田デジタル放送受信者支援室長　文章で書かせていただくのか、あるいは実際にやっていく場合に、マニュアル等の内部の実施方法を確定していく中でこういうふうにやってみようということを確認させていただこうと思っています。

○竹中委員　ありがとうございます。

○村上部会長　ありがとうございます。はい、どうぞ。

○高橋委員　第4次答申、第5次答申では機器の問題に随分スポットが当てられて、例のコピーワンスからダビング10へというふうなところがスポットだったんですが、今、村井先生のもう一つの検討委員会のデジタルコンテンツのほうに参加し、B-CASカードをめぐる議論しているわけなんですけれども、それが受信機普及の障害の一つになっていると私は考えるんですが、今回、そちらの委員会の報告というのは答申にどのように盛り込んでいくのか。昨年も最後、リセットだったと思うんですけれども、たしかB-CASのことは触れていたんですよね、こちらの答申で。私の勘違いだったら申しわけないですけども、総会に出ていく答申の中にそうしたものは含まれないのかどうか。それから、コンテンツの流通促進の議論がありますけれども、それはセットしないのか、そのあたりを教えてください。

○村上部会長　はい、どうぞ。

○吉田地上放送課長　今回の答申は、従来去年まで、あるいはおとしも、村井先生に主査をしていただいている2つの委員会の報告書を、それぞれ同時期に提言をいただいたということでございます。ただ、今回、この部分につきまして先行して答申をいただいているということは、2011年7月に向けての期限が少なくなっている中で、いろいろ精力的にご議論をいただいた結果がほぼまとまってきましたので、提言いただける部分をできるだけ早くご提言をいただこうと。そういうことで、アクションを先手、先手打ってやっていこうということから、今回、まとまった部分について提言をいただいたところでございます。

もう一つの委員会におきましても、コンテンツの流通の観点から精力的にご議論をいただいていると承知しておりますので、それはまた別途まとまり次第、もちろんご提言をいただきたいと思っておりますが、そちらのほうはまだご議論の途中でおりますので、本日ご議論いただいている答申、あるいは25日にご報告していただく答申（案）につ

きましては、その議論のまだ結果は出てございませんので、その結果を反映されていないという状況でございますが、当然、そちらのご議論がまとまり、ご提言いただきましたらば、こちらの提言に入っている、入っていないにかかわらず、当然、地デジの普及という観点からも必要なことは対応していくということを考えております。

○村上部会長　よろしいですか。

○高橋委員　すみません。ということは、間に合わなければ、今回の中間答申には入らないと解釈したらよろしいんですか。

○吉田地上放送課長　前回、去年も同時期に答申と申し上げましたが、2つの別の答申として、委員会としては地デジ委員会でご議論いただいたものとコンテンツ委員会でご議論いただいたもの、それぞれ2つ答申をいただいたと理解しております、昨年一昨年も。ただ、それが同じ時期に議論が収束したので、同じ日の総会で2件の中間答申をいただいたと。今回は、この件については25日の総会にご答申いただきたいと思いますが、もう一方のほうも精力的にご議論いただいておりますので、それがまとまりましたらば、速やかにもちろん答申をいただきたいと思っております。

○高橋委員　わかりました。ありがとうございます。

○村上部会長　はい、どうぞ。

○佐々木委員　今回のこの中で答申の最初に、先ほどそれも「我が国全体にとって、また国民一人一人にとって、大きな意義・メリットがあり、必ず実現すべき」ということで、1ページ目のところにもそういうふう書いてあるんですけども、一方で国民にどうしてデジタル化に移行するのかということをもっと丁寧に説明しなければならないという文章も3ページ目に出てくるわけで、そうすると今の実態というのは国民の中で、私もついこの1週間の中で2人の人に「何でデジタル化する、地デジにしなきゃいけない理由は何かと。やっぱり国民に物を買わせる方向なんですよ、佐々木さん。」というふうに聞かれてたじたじしましたが。

ですから、地デジになるということもわかっていて、買わねばならぬということもわかっているんですけども、どうしてそれをしなきゃいけないのかということをもまだ何となく疑問に思っている人もいる中で、一番頭にいきなり国民一人一人にとって大きなメリットがあるものであると言われてしまうと、受け取るほうとしては厳しいものがあるので、例えば大きな意義・メリットが享受できると信じるので、ちょっとその辺をくんだ表現にしながら、だからこそもう少しデジタル化にしなければならない理由、あるい

はそうするとどういうふうになるのかということを手際よく伝えなきゃ、最終的なところではいけないよという部分も、これをどういう形で一般の人たちが目にするかわかりませんけれども、ちょっとそこに配慮しないといけないかなと。

つまり地デジになるということは、大体数字も97.幾つと出ていましたけれども、ただ、なぜと聞かれると、画像がきれいになると言われても、いや、今でもちゃんときれいですということにもなるかなと思いますので、そのあたりの表現を少しやわらかくされたらどうかと思います。

○村上部会長　これは次の2につながっているんですね、放送のデジタル化の意義というところに。事務局、何か。

○吉田地上放送課長　少しご指摘を踏まえまして、工夫をさせていただきたいと思いません。

○伊東委員　そういうお話をよく伺うわけでございまして、今のままで十分じゃないのというご意見がよく出て参ります。技術屋の観点からいたしますと、放送だけデジタル化しなくて、ずっと現状のアナログのまま、その役割を将来に渡って果たしていいのかという問題をちょっと考えていただくと、これはもう無理だと分かると思います。携帯電話が爆発的に普及してきている状況等々も考えていただいたらわかると思いますが、世の中すべてのメディアがデジタル化されていく中で、放送だけをアナログにとどめておくこと自体がもう無理だということだと思えます。

その辺のところを手際よく説明しなきゃいけないというのはご指摘のとおりだと思いますけれども、時間軸を少しずらして考えていただけるとわかり易いと思います。テレビ放送が始まって今年で55年になりますが、最初のテレビは白黒で、音ももちろんステレオではないし、画質も相当悪いものでした。もしその品質が改善されず、現在までそのままだったとしたら、皆さんテレビを見るでしょうか。他の技術の進展に合わせて放送も進展してきた。だから、皆さんがそれを享受し、それを支持したというか、利用してきたのだと思います。今後もほかのメディアと歩調を合わせて、きちっと放送メディアも進展していく必要があることを、ご理解いただければありがたいなと思っています。

○村上部会長　ありがとうございます。それと、地上波のデジタル化というのは日本だけでやっていることじゃなくて、グローバルな流れで着々と諸外国では進んでいるわけです。そういう中で、これは非常に大きな取り組みなんですけれども、日本がこれからやっていくということで、諸外国は全部デジタル化して、高画質なものをやっている中

で、日本の消費者だけそうじゃない状態がいいのかという視点も、我々産業界のあれからいくとありますね。

○佐々木委員　ごめんなさい。すごく私が誤解を与えた発言かもしれないんですが、私は大きなメリットがあつて、意義があると信じていて、それに何らの疑問も何もないのですけれども、多分、3行目にいきなり「一人一人に大きなメリットがあるので、必ず実現しなければならない」という書きぶりをしてしまうよりは、享受してもらえら大きなメリットを感じてもらうためにとか、意義を感じてもらうために実現しなければならないのというような、みんなにわかってくださいと思っていますという姿勢が表現に出たほうが、次の、だからもっと認知をしたり、理解していただきましように続くのではないかなとちょっと思ったので。それだけです。

○村上部会長　村井委員。

○村井臨時委員　佐々木さんのおっしゃるとおりで、議論の中でもこれは何度も指摘されているんです。つまり、この答申の趣旨は全く伊東先生がおっしゃるとおりで、わかっていただくための努力をしっかりと色々なことをしなきゃいけないというところで、これは委員の方からもずっとそのことが指摘されています。

それで、一方では、今、佐々木委員がご指摘になったような、いつまでたってもいいですか、必ずどうして買いかえなければいけないのか、それをプッシュされなければいけないのかということが、いろんな視点でこれは非常に粘り強くというか、多様にいろいろなことを想定して、ご説明ができるようにしなければいけないということ。あるいは今のご指摘のように、私の周りの人はまだ私にこういうふうになぜやらなきゃいけないのかと聞いてきます。これは繰り返し議論が出ていますので、それに基づいてやらねばならぬことを書いているということで答申はできていると思います。この難しさは、デジタル化されるメディアとしてのテレビがすべての国民のために関係するので、ものすごく受け取り方が多様な方がいらっしゃる。その方たちに対してわかっていただくという方法論というのは一面的ではあり得ないわけで、そのことも全体的に議論でされていますので、答申の中に入っている。

一方では、この最初の言い出しはそう思って見ていると、必ず実現しなくてはならない。ちょっと肩が張っているところから入っているんですけれども、この最初のところの残り800日という、デッドライン逆算の課題がありまして、この中できょうご報告したように、非常にたくさんのロードマップといたしますか、データをもとにしてそのこ

とが、例えば最後の瞬間のパニックとか、事故とか、そういう大きなことにつながらないようにという大きな危機感が委員の中にあることも事実でございます、それをきちんと共有しながらというところに少し肩の張った表現から出発をしているという、もう800日を切っちゃったんだもんねというところが1個あると思いますので、いずれにせよご指摘の方向というか、とても大事なポイントだということは委員会の中でも議論されてきました。

○村上部会長 私にいただいた時間はもう過ぎているんですけども、いかがでございますでしょうか。ほかにご意見ございませんようでしたら、この部会におけます中間答申(案)として了承させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

○村上部会長 それでは、本件につきましては、今月25日に開催予定の情報通信審議会総会におきまして、当部会からの中間答申として提案することといたしたいと思えます。

閉 会

○村上部会長 以上で本日の審議は終了いたしたいと思えますけれども、委員の皆様から何かございますか。事務局から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の会議を終了させていただきたいと思えます。次回の日程につきましては、別途事務局からご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。